

# 食品安全委員会農薬専門調査会幹事会

## 第131回会合議事録

1. 日時 平成28年1月14日（木） 14:00～15:21

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

### 3. 議事

- (1) 農薬（フィプロニル、プロフェノホス）の食品健康影響評価について
- (2) 農薬（ホセチル）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について
- (3) その他

### 4. 出席者

（専門委員）

西川座長、納屋座長代理、赤池専門委員、小澤専門委員、三枝専門委員、永田専門委員、長野専門委員、林専門委員、本間専門委員、松本専門委員、與語専門委員

（食品安全委員会）

佐藤委員長、山添委員、吉田委員

（事務局）

姫田事務局長、東條事務局次長、関野評価第一課長、高崎評価調整官、堀部課長補佐、横山課長補佐、瀧砂専門官、清水技術参与、鈴木技術参与、齋藤係長、賀登係長、小牟田専門職、山原専門職、楠井係員、小田嶋係員

### 5. 配布資料

- 資料1 フィプロニル農薬評価書（案）
- 資料2 プロフェノホス農薬評価書（案）
- 資料3-1 ホセチルの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について（案）
- 資料3-2 ホセチル農薬評価書（案）
- 資料4 論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成26年4月農薬専門調査会決定）
- 資料5 食品安全委員会での審議等の状況

## 6. 議事内容

### ○堀部課長補佐

定刻でございますので、ただいまから第131回農薬専門調査会幹事会を開催いたします。

新年1回目でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。先生方には年初めのお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日でございますが、幹事会の専門委員の先生方11名に御出席いただく予定となっております。永田先生でございますが、先ほど御連絡がございまして、30分ほど遅れるとのことでした。

食品安全委員会からは、3名の委員が御出席でございます。

それでは、以後の進行を西川先生をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

### ○西川座長

それでは、議事を始めたいと思います。開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

最初に事務局より、資料確認をお願いいたします。

### ○堀部課長補佐

それでは、お手元の資料でございますけれども、

本日の議事次第、座席表、幹事会の専門委員名簿に続きまして、

資料1は、農薬・動物用医薬品評価書フィプロニルの第2版の（案）でございます。

資料2は、農薬プロフェノホスの評価書（案）でございます。

資料3-1はホセチルの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について（案）。パブリックコメントの回答で、資料3-1自体は片面1枚のものでございます。関連といたしまして、資料3-2、ホセチルの農薬評価書（案）でございます。

資料4は、論点整理ペーパーと農薬専門調査会体制でございます。

資料5といたしまして、食品安全委員会での審議等の状況。こちらは片面1枚でございます。

これらの資料につきましては、近日中にホームページ上に掲載させていただく予定でございます。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。何かございましたら、途中でも事務局までお申し付けいただければと思います。

また、お手元にいつものとおり、タブレットを机の上に置かせていただいておりますけれども、農薬抄録を収載しておりますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

以上です。

### ○西川座長

続きまして、「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食

品安全委員会決定)」に基づき必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、事務局から報告を行ってください。

○堀部課長補佐

それでは、本日の議事に関します、先生方の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事につきまして、専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認いたしましたところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○西川座長

御提出いただいた確認書について、相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西川座長

ありがとうございます。

○堀部課長補佐

先生すみません。先ほど申し上げましたように、永田先生は30分ほど遅れて来られるということで、フィプロニルの評価書に幾つかコメントを頂戴しておりますので、先生がいらしてから御覧いただければと思います。審議順を変えさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○西川座長

はい。

○堀部課長補佐

では、資料2から始めさせていただければと思います。

○西川座長

そうしますと、農薬プロフェノホスの食品健康影響評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料2に基づき説明申し上げます。プロフェノホスでございます。

経緯につきましては、4ページをお願いいたします。2013年に暫定基準の見直しに関しまして、厚生労働大臣から評価の要請がございまして、2015年に今度はインポートトレランスの設定に関連いたしまして、評価の要請があったものでございます。2015年12月に評価第一部会で御審議をいただきました。

7ページ、要約について御修正いただいておりますが、食品健康影響評価のところで御議論をいただければと思います。

8ページ、このものの構造は26行目に記載のとおりとなっております。

28行目から、開発の経緯がございまして、プロフェノホスですけれども、有機リン系の殺虫剤で、従来の有機リン系殺虫剤に抵抗性を示す害虫にも効果があると考えられているものとのことです。

10ページ、動物体内運命試験はラットで試験が実施されております。薬物動態学的パラメータは次のページの表2のとおりで、吸収が速やかというものでございます。

吸収率は11ページの3行目からございますが、雄で少なくとも80.8%、雌で少なくとも88.9%と算出されております。

分布ですけれども、臓器、組織への分布と消失は速やかで、特定の臓器への蓄積性は特にないというような結果となっております。

12ページの10行目から、代謝物についての検討でございます。尿中の主要な代謝物として、C、G、H、血漿ではそのほかにB、肝臓中でもやはりC、G、Hといった代謝物が認められました。

排泄ですけれども、14ページを御覧いただきますと、投与後48時間までの尿、糞への排泄率ですけれども、96%TRR以上が排泄されていて、呼気中にも認められたというものでございます。主に尿中に排泄されております。

15ページ、3行目から、胆汁中排泄の情報がございまして、表6のとおり、胆汁中にも7~8%程度排泄されるという情報がございます。

16ページ、代謝物Iを用いた試験も実施されてございまして、その場合の代謝物として、H、G、Eですね。親化合物を投与したときと同様の代謝物が認められております。

16ページの8行目から、泌乳ヤギと産卵鶏の畜産動物を用いた運命試験がございまして、これらのヤギと産卵鶏の試験の結果、10%TRRを超える代謝物として、E、G、Hが認められております。ヤギ、鶏とも代謝経路はラットと同様のものであったと御評価をいただいております。

17ページ、植物体内運命試験でございます。メキャベツのほか、トマト、わた、レタス、後作物の試験も実施されております。10%TRRを超える代謝物といたしまして、Eの多糖類配糖体、I、J、Kが認められております。

22ページ、土壌中運命試験でございます。與語先生から御修正をいただいております、25行目になります。非滅菌土壌の試験なのですけれども、誤って滅菌土壌という記載をしてございました。削除いただきました。申しわけございませんでした。

26ページ、作物残留試験でございます。国内でプロフェノホスを分析対象とした結果ですけれども、最大残留値は可食部ではてんさいの根の部分で、0.015 mg/kgという結果でございました。海外での結果では、プロフェノホスの最大残留値はコーヒー豆の0.02 mg/kgという結果でございました。

後作物残留試験も実施されてございまして、プロフェノホスはいずれも検出限界未満という結果でございます。

27ページの6行目から、畜産物の残留試験も実施されてございまして、泌乳牛と産卵鶏の

データがございまして、結果といたしましては、予想飼料負荷量における最大残留値ですが、プロフェノホスと代謝物Eの値が0.06 µg/gというのが最大値として、牛の腎臓に認められております。

28ページ、毒性ですけれども、表25のとおり、一般薬理試験の結果が取りまとめられております。160 mg/kgで過敏ですとか、自発運動抑制というような影響が認められております。

29ページ、LD<sub>50</sub>はやはり500前後というような値で、比較的毒性は強めという結果となっております。

34ページ、2行目から、急性神経毒性試験の結果がございまして、おめくりいただきまして、有機リン剤でございまして、やはり赤血球のコリンエステラーゼ活性阻害が認められてございまして、無毒性量は95 mg/kg体重未満というような結果でございまして。

35ページ、遅発性神経毒性試験が2本ございまして、遅発性神経毒性は誘発しないというような結果でございまして。

36ページから、反復投与の結果がございまして。

1本目の試験が、90日のラットの亜急性毒性試験でございまして、おめくりいただきまして、この試験は非常にたくさんの投与群がございまして、もともとの計画ですと4週に全てと殺するものと、13週にと殺するものというもので、あわせて試験が実施されてございまして、そのような試験計画になっているものでございまして。

5行目からございまして、西川先生から御質問をいただきまして、37ページの脚注に0.01から1,000 ppmの6投与群では、4週間の投与終了時にと殺予定だったのですけれども、計画と殺が困難だったので、8週後にと殺されるというような脚注をつけてございまして、この理由の御質問がございまして。報告書を確認しましたところ、スケジューリングの問題ということで記載がございまして。御報告させていただきます。

37ページの8行目から、網かけの部分がありまして、血液学的検査と血液生化学的検査、1,000 ppm投与群では4週後を除き実施されていないというようなこともございまして、このことがこの結果の表30を見ただけではわからないような状態になってございまして、わかるようにという御指摘を38ページのところにいただきまして、表30に投与4週後に実施という旨の脚注を入れさせていただきました。御確認いただければと思います。

38ページの4行目からのイヌの試験がございまして。イヌの試験は(2)の試験と、その後長期の試験になりますが、180日の試験、1年の試験がありまして、これらの結果からADIを設定いただいております。

38ページの16行目から、亜急性神経毒性試験の結果がございまして。こちらにもコリンエステラーゼ活性阻害などが認められているという結果でございまして。

39ページの下の方から、長期の試験になります。

40ページの試験でございまして、表35で1点修正させていただきたい点がございまして。表35は最高用量500 ppmでございまして。500 ppmの所見は100 ppmと同じなのです。

けれども、このような場合に表のまとめ方といたしまして、500 ppmという列を作って空欄にするというまとめ方でまとめさせていただいているのですが、所見がなかったということで1行抜けてしまいまして、内容は変わらないのですけれども、記載ぶりの整備ということで修正させていただければと思います。申しわけございません。

40ページの11行目から、イヌの1年の試験でございます。西川先生からコメントをいただいております、表36の1 mg/kgで雌雄ともに認められているのですけれども、二核肝細胞増加（門脈周囲性）のものでございますが、41ページにコメントをいただいております。これにつきまして、JMPRでは毒性と判断をしていないということもあり、どのような議論があったか、御質問をいただいております。

これにつきましては、部会の審議では、1 mgから毒性ととっていただいているのですけれども、1 mgの雄で4例中3例、雌で全例ですね。その上の用量の12.5では、雌雄とも全例で認められたというような状況など、御検討をいただきまして、所見としていただいているというものでございます。

また、西川先生からの御質問がもう一つございまして、41ページの②のほうです。この剤は赤血球コリンエステラーゼ活性阻害もございまして、この点を評価いただいているのですけれども、ADI、急性参照用量の設定根拠としていただいているのですが、JMPRでは、赤血球のコリンエステラーゼ活性のデータではなくて、脳のほうのデータをより重視した評価をしているということで、評価結果に少し差があるということで、JMPRではどのような考え方をしているのかという点でコメントをいただきました。

JMPRでは、基本的な考え方というか、脳のコリンエステラーゼ活性と臨床症状を一義的なエンドポイントとすることとして、脳のデータもあれば、脳のほうを優先するような評価がされているということがガイダンスのほうにも記載されておまして、御説明させていただきます。

長期ですけれども、41ページの6行目からございますが、ラット、マウスとも発がん性はないという結果でございます。

43ページから、生殖発生毒性試験がございまして、繁殖能に対する影響はなし、発生毒性試験、催奇形性は認められなかったという結果でございます。

46ページの24行目から、発達神経毒性の結果もございますが、発達神経毒性は認められないという結果でございます。

遺伝毒性試験は47ページの13行目からでございますが、表48のとおり、全て陰性という結果でございます。

48ページからございます表49のほうに、代謝物と原体混在物のデータがございまして、やはりいずれも陰性という結果でございます。

49ページの4行目から、その他の試験がございまして、(1)といたしまして、単回投与のコリンエステラーゼ活性検討試験、50ページには、幼若ラットを用いた単回投与の結果がございまして、これらの試験の投与用量を総合的に見ていただいて、急性参照用量の設定

根拠としていただいております。無毒性量は5 mg/kg体重と御判断をいただいております。ほかに、51ページ、幼若ラットの反復投与の結果などもございます。

52ページの23行目から、28日間のマウスを用いた免疫毒性試験がございまして、本条件下では免疫毒性はなしと御判断いただいております。

食品健康影響評価です。24行目、貧血の所見を西川先生に追記いただきました。各試験を御覧いただく際に御説明をすればよかったですけれども、イヌの反復投与試験ですとか、ラットの反復投与試験で比較的高い用量で貧血の症状が認められるということで、御追記いただいたものと思います。御確認いただければと思います。

暴露評価対象物質ですけれども、54ページの27行目からございますとおり、10%TRRを超えて認められた代謝物が複数ございましたが、いずれもラットで認められた代謝物Eというものの抱合体であるということで、暴露評価対象物質は親化合物のみと設定いただいております。

55ページ、ADIについてはイヌの3試験の無毒性量を根拠にいただいたもの、急性参照用量は幼若ラットを用いた単回経口投与による試験を根拠にして設定していただいております。

無毒性量の詳細については、長期のものは58ページ以降、単回経口投与によるものについては64ページ、65ページにおまとめいただいているものでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

まず最初は、22ページの25行目について、これは誤記ということで與語先生からの指摘を受けて削除ということです。ありがとうございました。

飛んで、毒性のところです。36ページからのラットの90日試験について、これは37ページの脚注に、本来は4週時点だと殺予定のものが、計画と殺が困難であったことから8週にと殺したということで、何で計画と殺ができなかったかということを確認させていただいたのですが、37ページの5行目からのボックスの【事務局より】で、要するに計画と殺が困難であったからということですね。これは本当は理由にはなっていないのですが、これは非GLPということもあって古い試験のようですので、これ以上は追求しないことにしたいと思います。

その試験のまとめの表30について、したがって、最高用量の1,000 ppm群については4週時点のデータしかないもので、それが表ではわからないので、脚注にその旨を追記してほしいという指摘をしたのですが、よろしいですね。特に反対意見はないようですので、そのようにしたいと思います。

細かい点ですけれども、40ページのイヌの180日間試験について、一番高い用量の500 ppmという部分が抜けているので、実際には所見としては空欄になるのですが、その行を1行追加するということでした。

41ページ、これはイヌの1年間の試験についてです。

まず最初に41ページの4行目からのボックスにありますように、二核肝細胞増加、これを部会でどのように議論した結果、毒性として判断したかということを確認したかったので、コメントを出しました。

事務局の説明では、頻度的に意味のある所見であるという説明があったのですが、本当に確認したかったのは、この所見そのものが本当に毒性かどうかということが少し気になりました。JMPRでも、この所見を毒性とはとっていないということでした。部会で議論があったということが確認できたことから、それ以上は追求しませんけれども、この所見そのものを毒性とするかどうかについて、赤池先生、よろしいですか。

○赤池専門委員

この領域は、私は専門ではないのですけれども、先ほど事務局のほうからもございましたように、この所見そのものを毒性として、しかも、ここにあるような頻度で見られたということで、最終的に検討した結果、毒性所見と判断したということです。

○西川座長

ありがとうございます。部会の結論を尊重したいと思います。

もう一点、JMPRでは脳のコリンエステラーゼのデータがある場合、赤血球のデータは一切無視していると考えられるのですが、本当にそうかどうかを確認したかったのです。さもないと、62ページの表で一番下の試験ですけれども、JMPRがこの試験について全く毒性所見なしとしているわけです。赤血球のコリンエステラーゼのデータを考慮すれば、そうはいかないはずなので、念のために確認をしたのですが、そのあたりで吉田先生は何か御意見はありますか。

○吉田委員

今、事務局から説明があったように、1998年とかなり古い時代にガイダンスは出していて、コリンエステラーゼの阻害剤は毎年結構出てくるのですけれども、脳というのは解剖したときにしか測れないということもあるのですが、やはり脳で下がれば、もうこれはdefinitiveだというようにしています。それ以外につきましては、変な言い方ですけれども、恐らくそれぞれのモノグラフを御覧になればわかると思いますが、ケース・バイ・ケースの場合もあります。

ただ、脳が下がれば、これはどんなに赤血球が動かなくてもだめというようなことはあります。ですから、ある意味では、ケース・バイ・ケースベースですけれども、脳を重視するというのを一応基本にしているということのガイダンスです。

○西川座長

脳のコリンエステラーゼが有意に阻害されたのはいいのです。問題にしているのは、そうでない場合、これは赤血球の値が有意に阻害されているケースですね。その場合はどうかということです。

○吉田委員

あとは時々あるのですけれども、脳は全然動かなくて、赤血球というときもあります、全体の毒性のプロファイルを見るということをJMPRは非常に重視しているので、その場合にそのディスカッションの過程で、これはとる、とらないということを判断しますので、全てに関して赤血球を無視するということはないと思います。それをエンドポイントにしている場合もあると思います。

ただ、イヌの場合は非常に神経毒性に対して感受性が高いということは、JMPRではよく言われますので、日本よりも毒性量が少し上がっているというのは、私はこのときは参加していないのでわからないのですが、推察はされます。最後の部分は私の推察になります。

○西川座長

2つ問題があって、例えば、脳と言っても大きな臓器ですね。どの部分を調べて、なかったと言っているのかです。もう一つは、JMPRでは臨床症状も考慮するという事ですね。そのような症状が40ページの表36には一切出ていないというのも気にはなります。

○吉田委員

確かにコリナージックなものは捉えられてはないと思います。

○西川座長

いくつか疑問があって、食品安全委員会の評価とJMPRの評価が食い違う要因がそういうところにもありそうな感じがしたので、あえてコメントをしました。JMPRはJMPRで、独自の評価をしている機関ですので、とやかく言う筋合いはないので、これ以上は追求しませんけれども、とりあえず、これで議論は尽きたと思います。よろしいですね。

○堀部課長補佐

ちなみに先生、今の議論で1つだけ補足ですけれども、脳のどの部位ですかということに関してなのですが、この試験においては、脳のコリンエステラーゼは小脳のコリンエステラーゼを測ったということが抄録には書いてありました。剖検時、小脳を採取して、脳内コリンエステラーゼ活性及び神経障害標的エステラーゼを測定したという一文だけです。

○西川座長

ありがとうございます。

赤池先生に確認したいのですけれども、小脳を調べれば、それで全て物が言えるというものなのでしょうか。

○赤池専門委員

一般的には大脳で測ると思います。もちろん小脳にもありますので、それで誤った結果が出るということではありませんが、もし代表的な部位で調べるということになれば、やはりコリナージックが非常に分布しています大脳の部分のほうが適切だろうと考えます。

○西川座長

ありがとうございます。

次に進みたいと思います。特にそれ以上、議論すべきところはなかったですね。全体を

通して何かございますか。

○與語専門委員

1点だけよろしいでしょうか。72ページ、一番最後のところで申しわけないのですが、私も親化合物換算値というのでコメントをさせていただいたのですが、事務局の説明で内容はわかったのですが、そうであれば、親化合物を換算して書いているのは代謝物Eとかにして、下にも換算値と書いてあるので、そちらのほうがよいような気がするのですが、いかがでしょうか。

○西川座長

これを飛ばしました。すみません。與語先生の御意見がありましたけれども、そのように修正することでよろしいですか。

○横山課長補佐

確認の上、修正させていただきたいと思います。

○西川座長

そのようにお願いします。

ほかはよろしいでしょうか。ないようですので、結論に行きたいと思います。

本日の審議を踏まえまして、プロフェノホスの一日摂取許容量(ADI)につきましては、イヌを用いた90日間、180日間、1年間の慢性毒性試験の無毒性量である0.05 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.0005 mg/kg体重/日とし、急性参照用量(ARfD)につきましては、幼若ラットを用いた単回経口投与によるコリンエステラーゼ活性検討試験の無毒性量である5 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した0.05 mg/kg体重と設定することで農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。ありがとうございました。

以上で本剤の審議は終了しましたが、事務局から今後の進め方について、お願いいたします。

○横山課長補佐

先ほど與語先生から御指摘いただいた畜産物残留の表のところは、後で與語先生に御確認いただいて修正させていただいて、その上で評価書を整えて、親委員会のほうに進めさせていただきたいと思います。

○西川座長

よろしく願いいたします。

それでは、ちょうど永田先生がお見えになったことですし、最初の剤、農薬フィプロニルの食品健康影響評価について、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料1をお願いいたします。フィプロニルでございます。

経緯ですが、4ページを御覧いただければと思います。今回、第二部会のほうで第2版について御審議をいただきました。2015年10月に厚生労働大臣から残留基準設定に係る食

品健康影響評価について要請がございまして、11月に第二部会で御審議いただいたものでございます。

9ページの28行目、構造は構造式のところを御覧いただければと思います。

10ページ、フィプロニルはフェニルピラゾール系の殺虫剤で、昆虫において抑制性神経伝達物質とされるGABAによる塩素イオンチャネルコントロールを阻害して、神経興奮抑制を阻害することにより殺虫作用を発現すると考えられているものでございます。

今回は基準値の変更に関する評価要請で、追加されたデータがいずれも文献情報のみでして、遺伝毒性に関するものと、母動物の行動と児動物の発育に関するものという2報の文献が提出されました。今回の第二部会では、急性参照用量の設定とこの文献の扱いを中心に御審議をいただきました。今日はその点と、あとは今回コメントをいただいた点を中心に御説明を申し上げたいと思います。

15ページ、ラットの動物体内運命試験について、永田先生からいただいた御修正です。

22行目の数字、吸収率の値ですけれども、56.4から57.7と御修正をいただきました。こちらは17ページの上のほうに表がありますが、このうち、尿、胆汁、組織の値を合計したものであるということです。15ページにお戻りいただきまして、19行目からの記載にありますように、そのように部会のほうでは算出いただいたものでございます。

今回、永田先生からケージ洗浄液を含めた値ということで御修正をいただいたのかと思うのですが、部会のほうでは、そのように整理していただいております、こちらはどのように扱えばよろしいか、御意見をいただければと思います。

16ページ、表7がございまして、ほかの結果、例えば13ページを御覧いただきますと表4がございまして、脂肪や副腎などに放射能がたくさん分布するというような結果が出ているのですけれども、これと結果が違うということだと思っております、御質問をいただきました。

この試験につきましては測定された臓器が限定されておまして、16ページの【事務局より】のところを御覧いただければと思うのですが、腸管や胃とか、そういったものについて測定した結果をもとに表7がまとめられているというものなので、もともとの採取臓器が違うので、このような違いが出たというものでございます。ただ、わかりにくいということになりますので、例えば表7の表題を少し修正して、投与72時間後の臓器及び組織における残留放射能濃度として、測定の臓器を脚注に明示するというような修正を少し加えるとわかりやすくなるかとも考えられるのですけれども、どのようにしたらよろしいか、御意見をいただければと思います。

22ページ、表17の一番下の行です。組織合計というデータがございまして、永田先生から、これは何かという御質問をいただきました。こちらは【事務局より】にありますとおり、血液、脳、脂肪、腎臓、肝臓、筋肉、甲状腺になります。これもやはりわかりにくいということでしたら、脚注に記載するというところもあるかと思っておりますので、どのようにしたらよろしいか、御指示いただければと思います。

26ページ、イヌの試験の12行目からの排泄の記載ぶりについて御意見をいただきました。こちらは胆汁にどのくらい行ったかというところにフォーカスして、14～17行目の記載をすればよいという御意見をいただいております。まず、その修正が14行目。15～16行目の記載は、フィプロニルは主に胆汁中に排泄されるという結論に至るのに余り必要のない記載ということかと思うのですけれども、削除いただいております。御確認をいただければと思います。

28ページ、11行目からの(16)産卵鶏の試験について御意見をいただきました。

29ページの表34の卵黄中の放射エネルギーの値が大きいことについて、コメントをいただきました。永田先生、小澤先生から同様のコメントをいただきまして、まず、この値ですけれども、試験期間全体で得られた卵黄に含まれる放射能の割合を総投与量に対して算出したものということで、1個だけということではないというような確認をしましたので、まず御説明を申し上げます。御確認をいただければと思います。

残留まででほかにもコメントですとか、追加されたデータはございませんで、急性参照用量の設定に関連いたしまして、毒性の部分を御覧いただければと思います。

47ページに一般薬理の結果の概要がございまして、こちらは一般状態のところを御覧いただきますと、30 mg/kgで間代性痙攣や振戦が出るというような比較的強い影響が出るものかと思われま。

48ページの急性毒性試験の結果からもLD<sub>50</sub>は100未満というような結果が出ているものでございます。

49～50ページに代謝物の情報がございまして、急性毒性の情報がございまして、FのLD<sub>50</sub>を御覧いただきますと、小さい値となっております。こちらはADIの設定のときも毒性が比較的強いということで、ADIの設定に関して考慮すべきかどうかというような点を御審議いただいたこともございまして、今回も急性参照用量の設定に当たって、Fを考慮すべきかという点を御議論いただいております。

50ページの3行目から、急性神経毒性の結果がございまして、次のページにも用量を変えて実施した試験がございまして、2試験を総合評価しまして、51ページの13～14行目のおり、無毒性量は2.5 mg/kgと御判断をいただいております。

52ページの1行目からは、Fの結果もございまして、無毒性量は2 mg/kg体重という結果でございました。

53ページ、8行目からの(2)のイヌの亜急性の試験ですけれども、こちらは10 mgで認められました症状を単回投与による影響と御判断いただきまして、急性参照用量の設定根拠としていただきました。

17行目の下線の体重減少等と入れていただいた部分ですが、表中の記載と合っておりませんで、西川先生に御修正いただきました。申しわけございませんでした。

54ページを御覧いただきまして、5行目からの(3)の試験につきまして、西川先生からコメントをいただいております。表66を御覧いただきますと、この試験では体重増加抑

制と摂餌量減少がございまして、いずれも投与初期から摂餌量減少を伴って、体重増加抑制が認められているということで、JMPRでは摂餌量減少を伴っていても急性参照用量の根拠にしているという理解でいいですかと御質問をいただいているのですが、これはJMPRのほうでは、こちらの試験を根拠に急性参照用量を設定されているということで、このような御質問をいただきました。

55ページに【事務局より】で説明を記載させていただいておりますが、JMPRのほうでは、投与初期の段階の体重減少であるとか、摂餌量減少については、忌避に起因する可能性があるかと評価されております。ただ、そのほかに機能観察検査において認められた変化、こちらは複数の項目で変化が認められているのですけれども、一つ一つはマイナーなもの、これはJMPRもマイナーと判断しているのですけれども、一つ一つはマイナーなのですが、総合すると僅かに投与の影響が認められるとして、こちらの機能検査の結果を考慮して無毒性量を設定し、急性参照用量の根拠としているようでした。農薬専門調査会のほうでは、こちらはマイナーな変化ということで影響とはしていないということで、そこで差が出たのかなと考えられます。

反復投与試験が続きまして、長期の試験が60ページからございます。

61ページの17行目から、ラットの2年の併合試験です。こちらは前版でADIの設定根拠としていただいております、こちらの判断については今回、特に変更はなしとされております。

64ページ、マウスの発がん性試験でございます。所見について御質問いただいております。64ページの中ほどのコメントを御覧いただければと思います。肝細葉周囲性という用語について御確認いただきました。原文では、細葉周囲性というところはperiacinarとなっております、最近のほかの部会での御判断で、この用語については小葉中心性としていただいている例もありますので、修正してもよいものかどうか御確認をいただければと思います。

西川先生のコメントの2つ目で、肝慢性変性変化という所見について、もう少し詳しい情報はないですかという御質問で、こちらは抄録の記載によりますと、散発性の細胞壊死とアポトーシス、倍数性増加、細葉周囲性なので小葉中心性肝細胞の肥大及び変性、慢性炎症及び胆汁うっ滞と説明がございました。例えば、こちらはわかりにくいということで脚注に内容を記載するというようなこともあるかと思いますが、どのようにしたらよろしいか御指示をいただければと思います。

65ページから、生殖発生毒性でございまして、66ページの表92の中の所見について、6行目にもありますけれども、着床後生存率低下という雌の親のF<sub>1</sub>世代の最高用量、こちらの所見について、納屋先生からコメントをいただいております。コメントは67ページにございます。着床前から投与がされていることもあり、着床前と着床後の胚生存はどのようにして鑑別できたのでしょうかという御質問で、抄録の記載によりますと、剖検時に子宮のない着床痕数を数えて、着床痕生存率と算出したとされております。御確認をいただ

ればと思います。

68ページの6行目から、発達神経毒性試験。こちらコメントをいただいております、18行目に聴覚驚愕反応低下（生後22日）という所見がございまして、こちらについて納屋先生からコメントをいただいております。

69ページにコメントがございまして、生後22日と記載されておりますが、生後60～70日後にも観察しているはずなので、その結果はどうなっていますかという御質問をいただいております。御指摘いただいて確認しましたところ、生後22日と60日の検査が実施されてございまして、60日のほうでは有意な変化が認められていないというような結果でございます。御確認をいただければと思います。

69ページから、遺伝毒性試験がございまして。今回、特に表96や本文中の評価に変更はいただけていないのですが、厚生労働省のほうから評価依頼に当たりました、文献が1報出されました。内容といたしましては、姉妹染色分体交換の試験、小核試験、コメット試験、これらの内容が含まれている文献でした。

この扱いですが、評価に用いるかどうかも含めて内容を御議論いただきまして、この文献では、製剤が被験物質として使用されていまして、製剤の組成が不明であることですか、検討に用いた濃度の設定が適切ではないと考えられたこと。試験に用いた溶媒ですとか、S9の使用の有無の情報が確認できないということもございまして、評価には用いない、評価書にも記載しないという御判断をいただきました。

その他の試験に該当するようなものとして、やはり文献情報がもう一報、出ておりまして、こちら評価書には結果として記載いただかなかったのですが、母動物の行動及び児動物の発育に関する影響を検討した文献が出されました。中の検討に用いられた被験物質ですが、やはり製剤が使用されていて、組成などが不明であったこと。あと、児動物の検査が1腹当たり雌雄1匹ずつで行われていて、影響を判断する上で、この例数では困難と御判断をいただきまして、評価書には評価資料として用いないと御判断をいただき、特にこの評価書にも記載されなかったというものでございます。

食品健康影響評価でございまして、暴露評価対象物質は親化合物のみという点。ADIはラットの併合試験を根拠に設定されているものについて、変更はございませんでした。急性参照用量につきましては、イヌの亜急性の試験を根拠に設定いただきました。急性参照用量のエンドポイントにつきましては、90ページの表105のとおり、各試験からエンドポイントを選定いただきまして、その中から一番小さなNOAELになるものを選定いただいております。

説明は以上になります。お願いします。

○西川座長

ありがとうございました。

最初は15ページ、ラットの吸収のところですが、22行目ですが、数値が違うのではないかと、永田先生からコメントが出ておりました。事務局からケージの洗液が含ま

れていないものであるという説明があったのですが、永田先生、いかがでしょうか。

○永田専門委員

これはほかの部会ではどうでしたか。普通は入れていましたか。入れていなかったですか。

○横山課長補佐

入れていただいているケースはもちろんあります。この剤のときだったと思うのですが、けれども、この場合は主に糞に排泄されるということも考慮して、この剤の評価のときには入れなくていいのではないかと、たしか御判断をいただいたのではないかと思います。

○永田専門委員

私の解釈で、糞に出たとしても、ケージにつくのはおしこのケースが多いので、そういうケースを考えると、入れたほうがいいのではないかという判断で加えたという経緯です。部会でそういう判断をしていただいたのであれば、私はそれ以上は特段コメントはいたしません。

○西川座長

よろしいでしょうか。では、そのようにしたいと思います。ありがとうございました。

15ページからの分布のところですか。これも永田先生から、16ページの6行目のボックスにありますように表7について、このデータが主要臓器及び組織における残留放射能濃度となるのかという御質問に対して、事務局からは、実は限られた組織であって内容的には腸管及び腸管内容物等であるので、その旨を表7の脚注に記載して、表7の表題からは主要臓器の「主要」を削除してはどうかという提案があったのですが、永田先生、いかがでしょうか。

○永田専門委員

それで結構です。やはり前の表を見ると、残留が高いのは脂肪と副腎とか、そういう臓器が2つのテーブルに出ていますので、ここにそれが出ないというのは非常に違和感を覚えるということで、すみませんけれども、そういう御提案であれば、私も納得できます。

○西川座長

ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

次は26ページでしょうか。

○堀部課長補佐

22ページをお願いします。

○西川座長

22ページですね。これは排泄のところで表17について、やはり永田先生から、表中にある組織合計とは何ぞやという御質問があって、事務局からは、血液などの合計であるという説明があったのですが、これは脚注に書いたほうがよろしいでしょうか。

○永田専門委員

脚注に書いていただければ、いいと思います。

○西川座長

では、そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

続いて、26ページの14行目、胆汁及び糞中の「糞中」を削除して、総放射能の「総」も削除して数値も変えるという御意見。15～16行目については、削除という御意見が永田先生から出ています。補足説明をお願いできますか。

○永田専門委員

ほかのデータもそうなのですけれども、ここに胆汁の排泄が出ているということは、胆汁の排泄をメインにやった実験なので、それを述べれば、胆汁排泄がメインであるということはわかりますので、ここをシンプルにする上でも15～16行はあえて要らないというのが私の判断です。

○西川座長

ありがとうございます。

それでよろしいでしょうか。小澤先生、いいですか。

○小澤専門委員

結構だと思います。

○西川座長

ありがとうございます。

続きまして、30ページです。排泄及び卵への移行というところで、29ページの表34ですが、卵黄というところで、永田先生と小澤先生から、この記載で間違いがないかという御意見が出ておりました。事務局からは、これは総投与量に対する5羽の平均値として示されているという説明があったのですが、それに対しては永田先生、よろしいでしょうか。

○永田専門委員

実は、この後のほかの実験もずっと見ていってTARを理解していますが、余りにも値が大きかったので驚いたのです。後を読んでいって、ここを消そうかなと思ったのですが、私の驚きを残そうかなと思って、あえてコメントをつけさせていただきました。こういう剤は初めてです。言いかえると、卵の中に排泄されているような形になりますので、その点はここで話があったということを議事録に残してもらえれば、それで結構だと思います。

○西川座長

ありがとうございます。

小澤先生はいかがですか。

○小澤専門委員

私も全く同じことを考えて、それでコメントの中にいろいろな可能性を想定してみたのですが、これは脂溶性が非常に高く、脂肪組織にもよく分布するということがありますし、そうなのかなと。事務局でも確認していただきましたので、結構だと思います。

○西川座長

ありがとうございます。

少し疑問は残るけれども、御了承いただいたものと理解しました。

次は54ページでよろしいですね。これはラットの90日の亜急性神経毒性試験について、表66にその毒性の結果があって、要するに体重増加抑制と摂餌量の減少があるという表です。通常、食品安全委員会では、こういうケースでは急性参照用量のエンドポイントとしないということにしているのですが、JMPRでは、これをARfDのエンドポイントとしているので、その評価の違いがどこにあるのかを確認したかったのでコメントをしました。

55ページの一番上のボックスに、事務局から確認していただいたところでは、体重と摂餌量のデータ以外に機能観察検査における変化も考慮して、これを急性参照用量のための無毒性量としたということです。機能検査の結果は表には全く出ていないので、マイナーがゆえに出てこなかったと理解しますので、それはそれでこれ以上、追求する必要はありませんけれども、何かこの点について御意見があれば、お願いいたします。よろしいですね。私もとやかく言うことは避けたいと思います。

次に、生殖発生毒性試験に入ります。66ページのラットの繁殖試験について、66ページの6行目。着床後の生存率の低下、表91にも同じ所見がありますが、これについては納屋先生から、67ページの2行目のボックスに、その着床前と着床後の胚の生存をどのようにして鑑別できたのでしょうかというコメントが出ておまして、事務局から説明があったとおりですが、納屋先生、ぜひ補足説明をお願いします。

○納屋座長代理

着床の前後に投与を分けて、着床前に投与したときに子供が死んだのだとか、着床後だけに投与して子供が死んだとかいうことをやれば、こういう書き方をしても構わないと思うのですが、これは着床の時期を通じて、その前からずっと母動物に投与して、それで分娩させるという実験系です。したがって、着床前の死亡と着床後の死亡をどうやって鑑別したのかなど。できないのになと思ったので、質問させていただきました。

今ここに回答を書きいただきました。この回答を見ますと、着床痕で分娩した子供の数を割ったと。それを100%にしたと書いてございましたので、もしそういうことであれば、これは出生率という言葉に変えたほうが良いと思います。このあたりの解説につきましては、国立衛研でおまとめになられました毒性用語集というのがございまして、衛研のホームページにもこれが出ておりますので、ぜひ皆様に御確認いただければと思います。

そこには出生率と書いてあって、よく厚労省の人口統計などにも使われる言葉ですね。毒性の世界では「しゅっせいりつ」と言うのが一般的だったのですが、衛研のほうで「しゅっしょうりつ」としましよよということで御提案をいただいておりますので、今後は私も発音を訂正いたしまして、「しゅっしょうりつ」と言いますが、この出生率というほうがむしろ適切ではないかと思ひまして、皆様方に御提案をする次第です。

○西川座長

ありがとうございます。

そうしますと、ただいまの66ページの6行目と表91の該当部分については、着床後生存率ではなくて、出生率に訂正したほうが良いという納屋先生の御意見です。よろしいでしょうか。では、そのように修正したいと思います。ありがとうございます。

68ページ、ラットの発達神経毒性試験については、69ページの1行目のボックスに納屋先生のコメントがあります。聴覚驚愕反応について、これは生後22日のみでなくて、60日以降にも観察しているはずだということで、事務局に確認していただいたところです。結果として、60日の際には影響はなかったということです。納屋先生にぜひ補足説明をお願いいたします。

○納屋座長代理

発達神経毒性では、驚き反応は、離乳前と離乳後の2回見ます。もし、こういったところで変化が出たとすれば、それが可逆的なのかどうなのかということを確認する目的で通常、離乳前と離乳後と分けて検討するわけです。それがOECDのテストガイドラインの趣旨であります。恐らくはOECDのテストガイドラインに倣っておやりになったのでしょうから、離乳後の変化はどうだったのでしょうかということでお尋ねした次第です。

そうしますと、生後60日でもう一度観察をしていて、そのときには異常がなかったという回答をいただきましたので、68ページの18行では、聴覚驚愕反応低下（生後22日）が認められたかとありますけれども、生後60日では変化はなかったということを追加記載したほうが良いだろうと思います。その後ろに脳の病理組織学的変化で異常がなかったということを書いてありますので、驚き反応が特に問題となるものではないということをお明記したほうが良いということをお提案申し上げます。

○西川座長

ありがとうございます。

聴覚驚愕反応については、生後22日では有意な変化があったけれども、その後の生後60日では、それがなかったということで、可逆的に変化である可能性があるということです。納屋先生の御提案では、60日の際には影響はなかったということを追記してはどうかということです。御意見をお願いいたします。よろしいですね。そうしますと、追記する文言については事務局と納屋先生で決めていただければと思います。内容的には全く問題はないと思います。ありがとうございます。

○横山課長補佐

先生、64ページのマウスの発がん性試験のところをお願いします。

○西川座長

すみません。1個、自分が出したコメントを飛ばしました。肝慢性変性変化の話でしたか。

○横山課長補佐

64ページの表中の肝細胞周囲性という用語と、肝慢性変性変化です。

○西川座長

自分で出したコメントをすっ飛ばしました。肝細葉周囲性という言葉は聞き慣れない言葉だったので、確認の意味で調べてもらったのですが、言葉自体が余りなじみのない言葉で、余り適切ではないと思いますが、事務局の提案としては小葉中心性の肝細胞微小空胞化という修正でよいかという御意見です。これについて、御意見をお願いしたいと思いません。

私は肝臓にacinusがあるという考えはなかったのですが、奇異に感じたのですが、解剖学的位置を考慮すれば、小葉中心性なのかなという感じもします。よろしいですか。御意見がなければ、その方向で修正したいと思えますけれども、長野先生、何かございますか。

○長野専門委員

periacinarと言っても中心静脈を中心にするのか、門脈を中心にするのかで変わります。そういう意味で私は、ここで小葉中心性というのが出てくるのは余りよくわからないです。

○吉田委員

調べてみますと、ほぼニアリーイコールと書いてあるものもありますので、私は事務局の提案でよろしいのではないかと。ファンクショナルなところからというので、一時ちょっとはやった用語であったかなと思います。

○西川座長

余り使わない用語は避けるべきだと思いますので、小葉中心性ということで書き変えたいと思います。ありがとうございました。

もう一つ、同じ表の肝慢性変性変化ですが、何か漠然として、よくわからないので、詳しい内容は何ですかという質問をしたら、具体的にいろいろ並べてあるので、これをひっくるめて慢性変性変化と言っていいかどうかは別として、脚注にこれを記載してはどうかと思いますが、いかがですか。反対意見はないようですので、そうしたいと思います。ありがとうございました。

あとは大丈夫ですか。全体を通して何かありましたら、お願いいたします。

ないようですので、結論に行きたいと思えます。

本日の審議を踏まえまして、フィプロニルのADIにつきましては、変更なし。ARfDにつきましては、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験の無毒性量である2 mg/kg体重/日を根拠として、100で除した0.02 mg/kg体重と設定するというところで農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思えます。ありがとうございました。

今後の進め方について、事務局からお願いいたします。

○横山課長補佐

御指摘いただいた部分を修正いたします。先ほどの出生率のところは食品健康影響評価と要約の部分にも、その記載が出てまいりますので、あわせて修正をさせていただいて、食品安全委員会に進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○西川座長

よろしく願いいたします。

それでは、その他について、事務局のほうから順序立てて説明してください。

○堀部課長補佐

まず1点おわび方々。

本来であれば、その他の議題にはならず、議題を立てるべきところなのですが、事務局のミスで議題としてきちんとプレスリリースができなかった案件でございます。農薬ホセチルのパブコメの回答（案）について御審議をいただきたいと思っております。御連絡ができず、この場になってまいりまして、大変申しわけございませんでした。

パブコメ自体ですけれども、ホセチルという剤については昨年11月の幹事会で御審議いただきまして、その後、パブリックコメントの手続に入らせていただきました。1月7日までのパブリックコメントの期間中に1通の御意見が寄せられておりまして、そちらを資料3-1にまとめさせていただいております。

資料3-1を御覧いただければと思いますが、御意見としましては、「精巣に影響が出ているのが気になる。避けられるのであれば避けた方が良いのではないかと思われた。」というものでございます。

具体的に精巣に影響が出ているのは、もし必要があれば、御覧いただければと思いますが、資料3-2のホセチルの評価書ですと、29～30ページあたりです。イヌの2年間慢毒試験においては、この剤はすごく毒性試験自体が比較的高い用量で行われておりまして、このイヌの所見が出ているのも20,000 ppmということで、検体摂取量にしますと600 mg/kg体重というような高い用量でございます。そのあたりで精巣の精細管変性が出ましたり、その上の40,000 ppmという投与量では、精巣上体の精巣消失や精巣上体管内細胞残層が出ております。

また、2年間の発がん性試験のラットの試験でございます。こちらも投与量30,000 ppm、検体摂取量にしますと、1gを超えるようなドーズなのですが、こちらで精巣や精嚢に炎症性の変化が見られたというようなことがございまして、恐らくこちらの評価書を御覧いただいて、気になるとおっしゃっていただいたものと思っております。

今、申し上げましたように、非常に高いところで見られた所見でございまして、どちらの試験もまず閾値がとれているということがございます。さらに精巣の変化ということで、それが気になるということでございましたので、直接的に影響が及ぶ可能性のある繁殖能に対する影響がないかということだけ、念のために事務局で確認をさせていただきました。

32ページに3世代の繁殖試験がございしますが、所見は33ページの表37にあるとおり、繁殖能に対する影響は認められておりません。ですので、そもそもその所見に関して、閾値がとれていて、繁殖能に対する影響もないということから、しかも精巣に対する影響ですので、急性の影響というよりは、むしろ慢性の影響かなと思ひまして、回答（案）といたしましては、今回設定したADIに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると。

そのまま飲むわけではないので、残留農薬のレベルというのは毒性試験で行われたレベルとも相当違ったレベル、閾値よりもはるかに下のレベルということを考えあわせれば、きちんとリスク管理が行われれば、大丈夫でしょうとまとめさせていただければと思っております。資料3-1の記載ぶりを御確認いただきまして、よろしければお認めいただければと思います。

以上です。

○西川座長

ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見を申し上げます。よろしいですね。

では、お認めいただいたものといたします。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。それでは、こちらの剤につきましては、このパブリックコメントの回答を添えまして、食品安全委員会に進めさせていただきたいと思っております。

順次ということでしたので、次に行かせていただきます。今度は資料4でございます。これもまた、おわびで始まってしまって大変申しわけございませんが、普段ですと振り分けに関しましては、幹事会の前にメールで御相談をいたしまして、確定したものを御報告させていただくということなのですけれども、大変申しわけございません。事務局で振り分けが必要だということに気がついたのが一昨日の夜の話でございまして、先生方にメールで御相談をしていくのは無理だろうということで、座長、座長代理とは事前に御相談をしておりますけれども、この場で剤の概要については先生方には初めて御覧いただくものでございます。

フェナザキンというキナゾリン系の殺虫・殺ダニ剤についてでございます。こちらのペーパーにまとめているような毒性プロファイルのようでございます。まだ評価書は、ほぼ仕上がったという状況でございますので、審議の中でプロファイルが変わることは当然だと思っております。こちらの剤でございますが、スケジュールの関係から評価第一部会で審議をお願いしたいと考えております。

今日は上路先生が御欠席ということもございましたので、上路先生にのみ、あらかじめお受けいただける可能性があるかどうかということについて伺いましたところ、上路先生からはお引き受けいただけるというお返事をいただいております。ほかの先生方から特段の御意見がなければ、第一部会での御審議をお願いしたいと思っております。御審議をお願いします。

○西川座長

この剤を第一部会で審議していただくということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西川座長

お認めいただきました。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。

それでは、幹事会でございますので、あとは定例の食品安全委員会での審議状況について御報告を申し上げます。資料5を御覧いただければと思います。

前回幹事会から今回の幹事会までの期間中でございますが、リスク管理機関からは2剤について意見聴取がございました。このうち、下のフルジオキサソニルでございますが、この剤はポストハーベスの用途がございまして、要するに添加物としての用途もございません。

したがって、農薬専門調査会幹事会のタイミングを考えておりますけれども、以前と同様に添加物専門調査会に御所属いただいている先生にも審議に加わっていただきまして、審議をいただくということで、その旨、食品安全委員会においても決定されているところでございます。ただ、この剤はまだ急性参照用量はついておりませんので、初回審議は部会で行うことになろうかと思っております。そのような形で検討しているところでございます。

パブリックコメントでございますが、こちらは一昨日の食品安全委員会におきまして、幹事会で上げていただいた5剤について、パブコメの期間が始まったところでございます。

リスク管理機関への答申でございますけれども、12月22日に全部で7剤について答申を行ったところでございます。こちらが審議状況でございます。

○西川座長

ありがとうございました。続けてください。

○堀部課長補佐

事務局から、会議の日程に関する御連絡でございます。

次の幹事会の開催予定でございますが、次回幹事会は2月8日月曜日の予定でございます。

各部会でございます。部会順に申し上げます。評価第一部会は2月3日水曜日でございます。評価第二部会は1月22日金曜日です。評価第三部会は2月1日月曜日。評価第四部会は1月20日水曜日の開催をそれぞれ予定しておりますので、先生方、どうぞよろしくお願いたします。

また、本日この後でございますけれども、またグリホサートの評価に関する打ち合わせを非公開で行わせていただきたいと思いますと思っておりますので、幹事会の先生方には、このままお残りいただきますよう、お願いたします。今、閉会していただいて、多分10分くらい休憩をとると3時半めどだと思っておりますので、そのころに準備でき次第、お声がけいたしますので、よろしくお願いたします。

また、前回に引き続き、同じお願いで恐縮でございますが、傍聴の皆様方には事情を御

理解いただきまして、素早い退室に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。  
す。

事務局からは以上でございます。

○西川座長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第131回農薬専門調査会幹事会を終了いたします。3時半に再開したいと思います。ありがとうございました。